



# 県評しずおか

## 静岡県労働組合評議会

〒420-0851

静岡市葵区黒金町55番地

交通ビル3階

TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

Eメール kenpyo@mail.wbs.ne.jp

### 最低賃金

## 1000円は実現可能

6月27日、静岡駅地下道で「賃金マップ」(パート・アルバイトの採用時給の分布地図)で最賃宣伝行動を実施しました。パ臨連と県評役員の7人で行いました。

日曜のお昼で人通りも多く、チラシの受け取りもよく、静岡県と隣接県の最賃を描いた地図に目をやり、質問して来る人もいました。

このマップから静岡県の最賃は885円にもかかわらず、静岡県東部地区の採用時給は、中部・西部に比べて1000円以上を示す割合が多く見られました。隣接する神奈川県、最低賃金が1012円のため、その影響と思われる。県全体に、1000円以上を示す割合が多く見られ、最賃ギリギリの採用時の時給は、一時期に比べると減少しています。

以前は、コンビニの採用時の時給がほとんど最賃でしたが、ここ2〜3年は最賃では採用できないのか、最賃に張り付いた時給ではなく、時給は人手不足もあり、時給は



(上) 宣伝行動に参加したメンバー=27日 (下) 賃金マップの説明を受ける若者たち

### 連合静岡の最低賃金審議員と懇談

午前中には、連合静岡の最低賃金審議員の労働者委員と懇談を行い、先日労働局に提出した要請内容と資料について説明しました。また、コロナ禍後の状況も見据え、どうすることが労使双方、日本の経済にとって良いことなのかしっかりと

## 東海北陸ブロック最賃キャラバン

全労連東海北陸ブロックの最低賃金キャラバンは、6月28日から7月5日の間に東海北陸の各県へ最低賃金引き上げの要請行動を行いました。

静岡県労働局へは7月2日に行い、ブロックの役員3名と県評から積副議長はじめ6名が参加しました。

要請項目の「地域最賃を1500円に」「全国一律最賃制度を」「最賃審議員は公平に選出を」「中小企業支援を」など7項目について懇談を行いました。

参加者からは、最賃の引き上げに中小企業の支払い能力を引き合いにするが、支払い能力の基準はあるのかとの質問に、ありませんとの回答でした。審議員の選任についても、基準を示してもらわなくてはどのよう努力をすればいいのかもわからない、など意見を述べました。

最低賃金審議会で議論する場にしてほしいと要請しました。



最低賃金の引き上げを労働局へ求める参加者

## 不当判決 年金引き下げ違憲訴訟

7月2日、静岡地方裁判所は「年金引き下げ違憲訴訟」に対して「国は自由に年金支給額を引き下げる『裁量権』を有しており、原告の請求を棄却する」という「不当判決」を言い渡しました。



司法は国民の立場に立っているのか、不当判決に断固反対と訴える甲賀団長=2日

被告(国)からは、最初の「答弁書」はあったものの、原告弁護士団が提出した準備書面・求釈明には、一切の反論も回答することはありませんでした。しかし、それにもかかわらず、静岡地方裁判所は、全国の地方裁判所と同様に年金受給者の生活実態を考慮せず、

聴取に代理人の付き添いを排除しようとする厚生労働省の組織的取り組みが伺えるとの報告がありました。静岡でもパワハラによる精神疾患を起した労災申請に対して、相談者への付き添いを排除し、事情聴取を長時間行ったことで、精神疾患を悪化させた事例がありました。静岡県評、静岡地区労連、ローカルユニオン静岡が抗議し、今後は要請があれば労働組合員の付き添いを認めることを約束させました。

また、パート・アルバイト労働者などに多いシフト制(週何日間働く)の契約問題で、労働契約書にシフトの労働日数がゼロ日から何日間と書かれていたり、働いた日がなくなると休業手当を支給しない動きがあります。会社都合による労働時間の減少は、休業手当の支給対象とする確約をとる必要があります。など、労働相談に役立つ話をさせていただきました。また、各県からもいろいろな体験談の報告もありました。

### 静岡原知事選 川勝平太氏 当選

6月20日投票開票された静岡原知事選挙は現職の川勝平太氏が当選しました。

知事選は自民党推薦の岩井しげき氏との一騎打ちとなりました。川勝氏はリニア問題で、大井川の水や南アルプスの自然を守り、JR東海と科学的根拠に基づく対話を続ける。浜

岡原発について使用済み核燃料の処理方法が確立しないままの再稼働は認めないと争点を明らかにしました。岩井氏は、リニア建設や原発推進の自民党推薦を受け、前国土交通副大臣としてリニアを推進してきたという人物ですが、曖昧な主張に終始し争点をぼかさうとしました。

静岡県評は「リニア建設・浜岡原発」など

川勝平太 957,239票  
岩井しげき 624,967票  
投票率 52.93%

### いまこそ!最賃上げて 労働環境の改善を!!



一コマ漫画

### 労働相談員 研修会を開催

7月6日、東海北陸ブロック労働相談員研修会をオンラインで開催しました。

全労連の伊藤圭一常任幹事より労働法制学習会「1・労働相談から組織化へ、2・労災申請時のトラブルへの対処、3・シフト制契約問題について」の講演がありました。

労災申請時のトラブルでは、労働基準監督官の事情

# おかしいと思ったことには 声を上げることが大事

## —第58回静岡県母親大会—



新型コロナウイルスに神経をすり減らしながら、力を合わせて取り組んだ母親大会（報告する生協労連の湯澤さん）＝4日、浜北文化センター  
写真右は望月衣塑子さん



第58回静岡県母親大会の全体会は、7月4日浜松市浜北区の浜北文化センターをメイン会場に、県下12カ所のサテライト会場と個人のオンライン視聴で開催しました。メイン会場には480人、全県で1200人が参加しました。分科会は、5～6月に県内16の地域でテーマ別の分科会兼地域母親大会を行い1000人が参加しました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、昨年5月開催予定の大会は中止となり、2年越しの開催でした。また、前日の熱海の土石流による災害の影響で開催が危ぶまれました。

オープニングの浜松市立北浜中学校和太鼓部「龍神太鼓」の演奏映像は、力強く生き生きとした子どもたちの演奏が印象的でした。

記念講演は東京新聞記者の望月衣塑子さんが「民主主義とメディアーコロナ禍で見えた日本の危うさと私達の暮らし」と題しお話ししました。

### スズキ自動車へ補助金 約43億5千万円を交付は不当

6月17日静岡地方裁判所で、浜松市がスズキ自動車に補助金約43億5千万円を交付したのは不当だとし、地方自治法に基づき「浜松市長はスズキに返還請求せよ」と訴えた訴訟の第2回口頭弁論がありました。原告弁護士団が被告の答弁書に対する反論を行いました。

スズキは完成検査不正を繰り返して、静岡地裁から違法行為に対して過料約2億円の制裁を受けていました。市の補助金交付要綱では法令違反があれば補助金を交付できないとされていますが、市は「補助金の交付目的を達成できないような法的違反」でなければ交付できると不当な言い訳を主張しています。これが重大な争点になっています。

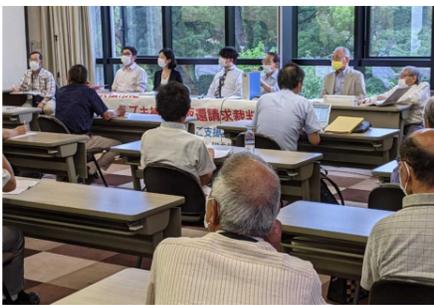
裁判終了後の報告集會に望月さんは、コロナ対策とオリンピック開催をめぐる政権の迷走・混乱ぶり、その中で国民と民主主義がないがしろにされている実態を、声色を使い、アクションも交えてパワフルに熱く語りました。

「そもそもメディアは権力の監視がその役割であり、権力側が隠そうとすることを見るに不出すのが私のテーマだ」と語り、それを可能にするのは国民の声、おかしいと思ったことには声を上げ続けていくことが大事と訴えました。

各地からの訴えは7つあり、映像で、核兵器禁止条約発効と核兵器廃絶の運動、学校現場の問題、清水

区役所・桜ヶ丘病院の津波浸水域への移転反対の3つが紹介されました。会場から、女性の労働実態、リーニア新幹線の水問題、浜松市の水道民営化とストパーシテイ構想反対、浜北医療生協のコロナ禍での先進的な取り組みと医療・福祉の充実を求める活動の紹介がありました。

「名古屋の、あるグループホームで新型コロナウイルス感染が発生し濃厚接触者は無料でPCR検査ができました。他の人は自費（園が負担）での検査で多くの費用が掛かり大変な思いをした」。就労継続支援A型事業所で働いている障害者にたいして大量解雇・賃金の未払いが起きている、A型に通う障害者には国から運営者に平均月7万円の補助金が出るので、民間会社が参入し障害者を集めている実態がある。しかし、入所者をただあずかるだけで



弁護から報告を受ける参加者17日、弁護士会館

は約40人が参加し、弁護団から、市が要綱の規定を改定し、スズキを擁護するために怪解釈をもちだしてきたと説明しました。参加者は「公正・公平・公開の裁判を求め」などと裁判勝利を誓いあいました。今回は9月9日です。

### 障害者を大量解雇・賃金の未払が横行

6月13日（日）静岡市の労政会館で、障害者の生活と権利を守る静岡県連絡協議会（障しず協）は、第19回総会と、第23回静岡県の障害（児）者の実態・要求交流集會を開催しました。

大野健志さん（きょうざさん）が「障害がある人があたりまえに働き、えらぶくらしをくみんが優しく、平和に安心して暮らすために」と題しオンラインで名古屋から講演しました。

### 職場の安全衛生を実現するために

静岡県安全健康センター No. 83

#### 建設アスベスト 訴訟でなく国の認定で補償

建設労働者・作業者がアスベストに被曝し、中皮腫・肺がん・石綿肺等の肺疾患を発症した場合の国と企業の責任を、最高裁判決が認めました。そして、それに基づいて今後は訴訟でなく国の認定で補償を行なうことが先の国会で法制化されました。来年度から実施されます。（既報）この訴訟は全国7地方裁判所を皮切りに闘われて来たのですが、実は静岡県が第8番目に闘われて来たことは意外と知られていません。静岡では左官業を営んできたIさんが、肺がんが原因で亡くなり、その遺族が国家賠償を求めて裁判を闘ってきており、静岡地裁で勝利しています。その後、国が東京高裁に控訴したので、最近になって国側から和解の申し入れがあり、7月中にも和解が成立する見込みになりました。

このような全国的な流れの中で、国も早急な解決に向かわざるを得なかったものと思われ、全国8番目の建設アスベスト訴訟として静岡県では記憶されるべきものです。建設アスベスト被害者は、いよいよ法律による救済が実現する見込みです。静岡県評・安全健康センター・アスベスト被害救済弁護団などで相談を受け付けています。相談は無料です。遠慮なく申し出て下さい。

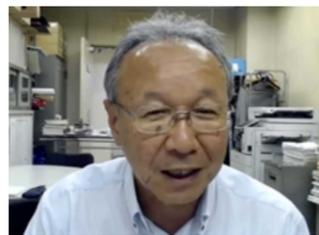
### 36協定と労働時間の短縮

静岡県労働研究所 No. 72

金もうけにしている。「生活保護費引き下げ違法の裁判が行われているが障害者への影響が大きい」と訴えました。

6月17日、定例研究会が行われ「化学一般労連の36協定の実態と労働時間削減に向けた取り組み」と題して、化学一般労連の長田氏が報告しました。2017年に行った36協定調査では、上限時間設定

「労働時間管理は会社の責任を明確にさせた上で、36協定をオーバーしそうな組合員がいた場合、事前に会社に報告することを義務付けています。このような対応ができる支部は、労働者の大多数を組織し、職場において日常活動をしっかりと展開できていることが必要条件です。時間外労働の削減については、8時間労働制の意義を組合員と共有すること、そして賃金水準の引き上げに全力をあげることです。残業がなくなると生活ができない状態では、時間外労働規制が労働者の要求となりません。」



オンラインで京都から報告する長田さん＝17日

化学一般労連36協定基準は、時間外労働上限は1日2時間、1カ月25時間、1年200時間、特別条項

「労働時間管理は会社の責任を明確にさせた上で、36協定をオーバーしそうな組合員がいた場合、事前に会社に報告することを義務付けています。このような対応ができる支部は、労働者の大多数を組織し、職場において日常活動をしっかりと展開できていることが必要条件です。時間外労働の削減については、8時間労働制の意義を組合員と共有すること、そして賃金水準の引き上げに全力をあげることです。残業がなくなると生活ができない状態では、時間外労働規制が労働者の要求となりません。」